

第三者意見



国立大学法人琉球大学 国際地域創造学部

下地 芳郎 教授

CSR(Corporate Social Responsibility)という言葉は「企業の社会的責任」と訳され、持続可能な社会の実現に必要な取り組みとして日本でも広く理解が進んでいます。

2010年に策定されたISO26000(社会的責任のガイダンス規格)では、持続可能な発展への貢献を実現するために、あらゆる種類の組織が社会的責任を果たすための取り組みとして、①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の調整、⑤法の支配の尊重、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重の7原則を定めています。この原則はCSR活動において中心となるものであり、日々の活動において常に意識する必要があります。

また、2015年に国連総会で採択された、持続可能な開発目標を定めたSDG's(Sustainable Development Goals)も世界的に注目されている活動です。国連加盟国が2030年までに実現すべき17の目標を設定していますが、エネルギーに関しては、「目標7: エネルギーをみんなにそしてクリーンに」として、すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保することを目指しています。

国内では、2016年から電力小売り全面自由化が始まり、家庭や企業にとって「選択肢」が広がることになりました。一方、電力事業者側にとっては、競争環境のなかで、価格だけではなく、お客さまに対する新たな価値の提供を行うことが求められています。

こうした動きを踏まえて、沖縄電力CSRレポート2018を読ませて頂きました。まず、沖縄電力のCSR憲章である「地域とともに、地域のために」は極めて重要な意味を持っていることを改めて認識しました。地域というと、比較的狭い概念で捉えられることが多いのですが、東西千キロ、南北四百キロに及ぶ海域に47の有人島を有する沖縄県は、海で繋がっている日本で一番広い県であるといえます。すべての島々(地域)に電力を安定供給することを使命とする沖縄電力に寄せる県民の期待は大きなものがあります。

今回の特集1として取り上げられた「民営化30年のあゆみ」では、1988年10月の沖縄電力民営化以降の主要トピックが紹介されており、沖縄電力の歴史が一目でわか

るようになっています。特集2「ご家庭向け新電気料金メニューの提供」では、利用者のライフスタイルに合わせた料金設定内容を紹介しています。ICT(情報通信技術)の発展を受けて、家庭や企業でIoT(Internet of Things、「モノのインターネット」)が急速に進んでおり、電力事業者のビジネスも今後更に大きな変化が起これると思われます。

CSRレポート2018では、「経営・経済」「社会」「環境」の3分野における取り組みを紹介していますが、「社員の声」が随所で紹介されており読みやすい内容となっています。

「経営・経済」分野では、幅広い活動の中で、リスクマネジメントと広報活動・情報開示に注目しました。自然災害への備えは勿論のこと、突発的な事故に迅速に対応するためには常日頃からの訓練や関係者との連携体制強化に加えて迅速な情報開示が必要ですが、こうした取り組みを強化していることがレポートに明記されています。

「社会」分野では、お客さまの声を経営に活かす活動を高く評価したいと思います。

現場に寄せられる意見を迅速に経営に反映する仕組みが構築されていますが、こうした取り組みがお客さまの満足度を高める理由となっています。沖縄電力とグループ企業が取り組む様々な社会貢献活動や国際貢献活動もレポートで紹介されていますが、全ての活動を紙面で紹介するには限界がありますので、取り組みの詳細を写真や動画などを用いてHPで紹介することで更に沖縄電力の活動への理解と評価が高まるものと考えます。

「環境」分野の取り組みでは、環境負荷を減らす取り組みが分かりやすく紹介されています。特に、低炭素社会の実現を目指したCO₂排出抑制策は世界的にも関心が高い分野であり、CO₂排出の少ないLNG(液化天然ガス)を使用した環境に優しい事業の推進に期待します。また、長年に渡って取り組んでいる環境教育活動やサング再生プログラムなど教育面からの活動も、企業のブランド価値を高めることにつながっています。

最後に、沖縄電力には沖縄のリーディングカンパニーとして、島嶼地域である沖縄県に暮らす全ての人の未来を明るく照らす取り組みを益々強化して頂くことを期待致します。

GR Iガイドライン対照表

ガイドライン項目	記載頁
戦略および分析	
G4-1	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明を記載する。P3～4
G4-2	主要な影響、リスクと機会について説明する。P3～4 P15、P18
組織のプロフィール	
G4-3	組織の名称を報告する。P13
G4-4	主要なブランド、製品およびサービスを報告する。P13
G4-5	組織の本社の所在地を報告する。P13
G4-6	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称を報告する。P13
G4-7	組織の所有形態や法人格の形態を報告する。P13
G4-8	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）を報告する。P13
G4-9	組織の規模を報告する。P13～P14
G4-14	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方について報告する。P18～19 P26～27
G4-15	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものを一覧表示する。P16、P52、 P62
EU1	供給地域における電源種別設備容量P13
EU4	供給地域における送配電線の架空線および地中線こう長P13
EU5	排出権取引を含む CO ₂ 排出量P55
G4-17	組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体を一覧表示する。 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか報告する。P2、P14
G4-18	a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセスを説明する。 b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したかを説明する。P1、P3～P4
ステークホルダー・エンゲージメント	
G4-24	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧を提示するP5～6、P23
G4-25	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準を報告するP5～6、P23
G4-26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法(種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など)を報告する、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示すP29～43
G4-27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）を報告する。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループを報告するP29～31、 P43
報告書のプロフィール	
G4-28	提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）。P1
G4-29	最新の発行済報告書の日付（該当する場合）。P1
G4-30	報告サイクル（年次、隔年など）。P1
G4-31	報告書またはその内容に関する質問の窓口を提示する。P1
ガバナンス	
G4-34	組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）を報告する。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定する。P16
G4-35	最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセスを報告する。P16、P51
G4-36	組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否かを報告する。P16、P51
G4-37	ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセスを報告する。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて記述する。P43
G4-42	経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割を報告する。P6
G4-43	経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を発展・強化するために講じた対策を報告する。P11～69

ガイドライン項目	記載頁
G4-46	組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割を報告する。P18
G4-49	最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセスを報告する。P16
倫理と誠実性	
G4-56	組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）を記述する。P5～P6
G4-57	倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）を報告する。P17
G4-58	非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）を報告する。P17
パフォーマンス（経済）	
G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値P14
G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響P32～37
(旧EU6)	短期および長期にわたる電力の可用性・信頼性を確保する管理手法P25～28
パフォーマンス（環境）	
G4-EN1	使用原材料の重量または量P47～48
G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合P63～64
G4-EN3	組織内のエネルギー消費量P47～48
G4-EN6	エネルギー消費の削減量P47～48
G4-EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量P47～48
G4-EN13	保護または復元されている生息地P66
G4-EN15	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）P47～48
G4-EN18	温室効果ガス（GHG）排出原単位P47～48、 P55
G4-EN19	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量P47～48、 P55
G4-EN21	NOX、SOX、およびその他の重大な大気排出P47～48
G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量P47～48
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量P47～48
G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度P47～48、 P51、P55
G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率（区分別）P63～64
パフォーマンス（労働慣行とディーセントワーク）	
G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）P40
EU16	従業員および請負業者・下請業者の従業員の安全衛生に関する方針および要求事項P42
EU18	安全衛生に関する訓練を受けた請負事業者の従業員比率P42
G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率P41
G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数（地域別、男女別）P42
G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援P40
パフォーマンス（社会）	
G4-S01	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率P53
G4-S04	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修P17
(旧EU21)	不測事態対応計画策定手段、災害・緊急時管理計画および訓練プログラムならびに復旧・復興計画P18
パフォーマンス（製品責任）	
G4-PR5	顧客満足度調査の結果P29～30
(旧EU23)	電力および顧客支援サービスへのアクセスを改善または維持するためのプログラム（政府と連携したプログラムを含む）P29～30